

「魚津市新庁舎整備事業」における
『サウンディング型市場調査』を実施します。

～実施要領～

魚津市では、令和12年度の新庁舎開庁を目指し、令和7年度に着手した基本設計が概ね完了しました。現在、1階の待合スペースの一角へのカフェ設置を検討しています。

つきましては、今後の方針の参考とするため、「サウンディング型市場調査」を実施します。是非ご参加くださいますようお願いいたします。

1 調査の名称

「魚津市新庁舎整備事業」における『サウンディング型市場調査』
(カフェ運営事業者向け)

2 調査の目的

令和12年度開庁予定の新庁舎では、市民が利用できる多目的スペースや子育て支援センター等を設け、交流によるまちづくりの拠点となる庁舎を目指すとともに、まちづくりの拠点の一環として、庁舎に来庁される方が利用できるカフェ機能を待合スペースにおいて設置することを検討しています。

本調査は、本市の新庁舎におけるカフェ機能の設置に関し、民間事業者の皆様の関心度、事業の採算性（参入の可能性）、事業内容（営業日、営業時間、提供形態等）、運営に関わるノウハウやアイデア、行政では気付きにくい課題等について把握することを目的として実施するものです。

3 サウンディング調査対象者

- ・県内外の飲食店・カフェ等を経営している事業者

4 魚津市新庁舎整備事業の概要

事業名	魚津市新庁舎整備事業
事業内容	魚津市新庁舎事業（集約化） 附帯施設（車庫・倉庫）、既存建築物の解体 外構・駐車場整備、市役所前公園整備（庁舎と一体的な利用）
建設場所	富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
建物規模	新庁舎面積 約 6,000 m ² 駐車台数 約 170 台（公用車含む）
施工範囲	新庁舎本体工事（一部外構含む）
事業期間（予定）	令和 7 年度～令和 8 年度 基本設計 令和 8 年度～令和 9 年度 実施設計 令和 9 年度～令和 11 年度 建設工事 令和 12 年度 開庁

※詳細は市ホームページに掲載している「魚津市新庁舎整備基本計画」、「基本設計概要書（案）」を参照してください。

「魚津市新庁舎整備基本計画」

URL：<https://www.city.uzu.toyama.jp/attach/EDIT/073/073960.pdf>

「基本設計概要書（案）」

URL：<https://www.city.uzu.toyama.jp/attach/EDIT/081/081646.pdf>

5 カフェスペースの概要

営業形態	カフェ（喫茶を主とする飲食店を想定）
設置場所	1 階南側 市役所前公園に面する部分
店舗面積	約 25 m ² （賃貸借部分面積）厨房・事務・バックヤードスペース ※客席スペースは待合を利用する。（賃貸借対象外）
市が行う工事の想定	天井、壁、床等の仕上げ 一般照明、一般空調、一次側配線、一次側給・排水等
光熱費	事業者負担
営業時間	事業者との協議による ※閉庁時、休日の営業も想定
その他	駐車場については、庁舎駐車場を利用可能 トイレは庁舎内トイレを使用可能

※カフェ等の詳細については、添付資料を参照してください。

URL：<https://www.city.uzu.toyama.jp/attach/EDIT/081/081827.pdf>

6 実施方法

- (1) 参加を希望される事業者は、令和8年11月24日までに、市ホームページに掲載しているアンケートフォームにお答えください。

URL：<https://forms.cloud.microsoft/r/UhfDb8ApJK?origin=lprLink>

- (2) 個別対話を希望された事業者の皆様と個別対話を実施させていただきます。

7 スケジュール

実施要領の公表	令和8年10月30日（金）
参加申込（アンケート） 回答期限	令和8年11月24日（火）
個別対話の実施	令和8年11月16日（月）～令和8年12月4日（金）

8 留意事項

- (1) 参加の取扱い

本調査（アンケート調査）への参加実績は、今後、公募等の条件になることはなく、また、公募時に優位性を持つものではありません。

- (2) 参加に関する費用及び説明資料の提出

資料作成費を含め、本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

- (3) 参加除外条件

次のいずれかに該当する者は、対話に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号による暴力団及び第6号に規定する暴力団関係者

- (4) その他

本調査は、本事業に係る「基本設計・実施設計コンストラクション・マネジメント業務」を委託している『明豊ファシリティワークス株式会社』とともに実施します。

9 連絡先

課・担当	魚津市 総務部 財政課 新庁舎整備室
所 在	〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
電話番号	0765-23-1088
e-mail	uozu-shinchosha@city.uozu.lg.jp